

見積書作成例【補聴器】

※ 指定の書式はありませんが、意見書に基づき以下の項目を盛り込むようお願いいたします。

御見積書

宛名は対象者の居住区の区長(区名+長)
※対象者によっては、居住区とは別の区で手続を行う場合があります。その場合は、居住区とは異なる区長宛ての見積書をお願いする場合があります。

令和 8 年 9 月 1 日

作成日を記入。空欄ではお受け出来ません。

〇〇区長

御見積金額 ¥ 124,000

件名: 補聴器(高度難聴用耳かけ型) 交付

住所: 横浜市中区〇町〇ー〇
〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
TEL: ×××(×××)××××
FAX: ×××(×××)××△△

納品期日:
納品場所:
支払条件:
有効期限:

事業者登録の際に、請求元へ選択をした住所、事業所(者)名称を記載してください。
見積書の作成者は、対外的にその事業所(者)の代表権を有する方の名義(「代表取締役」や「店長」等)を記載し、それに対応する代表者印又は店長印を押印をしてください。

会社印
代表者印

商品CD	品名	単価	数量	単位	金額
	補聴器(高度難聴用耳かけ型) 右耳	¥ 46,400	1	個	¥ 46,400
	(例)イヤモールド	¥ 9,500	1		¥ 9,500
	差額自己負担額	¥ 64,746			¥ 64,746

補装具の名称(処方上の補装具名)を御記入下さい。

対象者の希望するデザイン、素材等により、差額負担額が発生する場合に記載してください。

医師の処方内容により追加する部品等がある場合は、基準表を参照しその額(実際の額が基準額を下回る場合はその額)を計上してください。

「補装具の種目、購入または修理に要する費用の額の算定等に関する基準(厚生労働省告示第528号)」(以下、「基準表」という)を基に、必要な交付・修理に係る額(実際の額が基準額を下回る場合は、その額)を計上してください。

基準額	¥ 55,900
6% ※	¥ 3,354
補装具支給対象額	¥ 59,254
差額自己負担額	¥ 64,746
合計	¥ 124,000

備考

差額自己負担額が発生する理由:【例】①希望のデザインがあるため 製品名:〇〇〇〇〇
②耳あな型補聴器希望のため 製品名:〇〇〇〇〇

「対象者名」「対象者住所」を記載してください。
〇〇 〇〇様 〇〇区〇〇町〇番地

差額自己負担額が発生する場合は、備考欄にその理由と製品名を記載し、製品についてはカタログのコピーを添付してください。

※修理する項目によっては、10%の場合があります

・両耳装用の場合は、「右耳用」「左耳用」と記載してください。

・基準表の価格とは、「補装具の種目、購入または修理に要する費用の額の算定等に関する基準(厚生労働省告示第528号)」において定められている価格です。基準表は厚生労働省のHPからご覧いただけます。また、横浜市HPにもリンクが掲載されています。

○厚生労働省ホームページ
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/yogu/)

○横浜市ホームページ
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/yougu/koufu.html>)